

Title	明治十四年『会社条例』草案とその周辺： 明治前期商法編纂史研究(二)
Sub Title	Draft of company law of 1881
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.2 (1971. 2) ,p.79- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710215-0079">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710215-0079</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治十四年『会社条例』草案とその周辺

——明治前期商法編纂史研究(二)——

向井 健

かつて、尾佐竹猛博士は、「明治の初期を表象するものは文明開化の四字に尽きる<sup>(1)</sup>」と述べられたが、まことに肯綮をえた言<sup>(2)</sup>といえよう。

明治維新の、その「維新」の叫びに照応する近代西欧文明への憧憬は、ただちにこれが急速なる移入となつて示現し、ために、わが国の社会制度は、あらゆる方面にわたつて大変革に遭遇しなければならなかつた。会社制度も、また、その例外ではありえない。

会社制度の導入は、明治政府の成立とほぼ同時である<sup>(3)</sup>。それは、新政府のスローガンであり、かつ強力にプロモートした、いわゆる殖産興業政策の重要な一環ともいえ、よくその面目を發揮した、とも称しえよう。百事創始の革新期にあつて、巨大な外国資本に対抗するには、「同志協力資本ヲ合併シ 縮盟結社シ 農工商ノ事業ヲシテ 旺盛振起セシムル<sup>(4)</sup>」<sup>(5)</sup>ことが、ぜひ必要であつたにちがいない。そし

て、たしかに、「それは政府によつてはじめて輸入され、その強力な啓蒙と勸奨によつて急速に全国に普及し、非機能の貨幣資本を産業に動員して、日本資本主義の発達に基本的な貢献を与えた<sup>(6)</sup>」のである<sup>(7)</sup>。

かくして、会社制度は全国的に普及し、やがて有象無象の群小会社が、陸続と現われる事態を招来するようになり、むしろ経済界に混乱すら生みだす傾向さえ、看取されるようになった。「農商務卿 第四回報告<sup>(8)</sup>」は、

会社ノ事タル元來民間相互ノ規約ヲ以テ結社スルモノ比々相續クト雖トモ二三ノ会社ヲ除クノ外大抵一起一倒存廢常ナク為ニ一般人民ニ弊害ヲ与フル等數年來現ス所ノ形跡ナリ抑々現今ノ会社ナルモノハ其責任ノ無限ト云ヒ有限ト唱フルモノ畢竟各自々稱ノ名目ニ過キシテ法律上公認セラレタルモノニ非ス故ニ一般人民未タ法理ニ通曉セサルモノ知ラス識ラス之カ機檻ニ陥リ其弊害ヲ被フルモノ僅少ナラス勢ヒ善良ノ会社ヲ創始セントスルモ遂ニ之ヲ厭

忌スルノ状態ヲ現セリ

と伝報している。

「今吾国商法ヲ無文ニ寓シ未タ一定ノ成律有ラ」ざる当時である。これが法的規制として、商法なかならず会社法の制定を期する気運が、政府側にも、また民間側からも、しだいに高まつていくのは、むしろ当然であつたろう。「当時一般会社法制定ノ議甚タ盛ニシテ」と説く「明治財政史」の論述は、このような風潮の一端を指称しているものではあるまいか。

二

明治初年における商事諸制度の創定・発展は、統一的商法典編纂の必要を考慮させるのに、十分であつた。それはまた、条約改正を至上命令とする政府当局者の念願にこたえるものでもあつたにちがいない。

最初の商法典の編修は——それは今日、遺憾ながら、かならずしも分明ではないが——明治九年ごろと推考されており、おそらくは同年九月二十八日の「司法省法典編纂ノ議ヲ上ル」との上申書をもつて、その論拠とするものごとくである。やや冗漫のきらいがあるが、興味ふかい叙述もあることゆえ、つぎにこれを挙示することにしてしよう。

法律ノ改正スヘキ者指屈スルニ勝ヘス而シテ刑法改定草案ノ事ハ既ニ本年一月政始ノ日ニ於テ進奏セリ爾來委員ヲ督促シ草案將ニ成ラントス夫レ既ニ刑法アリ又治罪法ナカルヘカラス今我國ニ於

テ行ハルム所ノ拿捕勾引推鞠法ノ類速ニ改正セサルヘカラサル者一ニシテ足ラサルナリ因テ治罪法案ノ事頃コロ既ニ僚員ニ命シテ編纂ニ著手セシム抑刑法治罪法ハ政府ト人民トノ間ニ管スル法規ニシテ一日モ無カルヘカラサルハ固ヨリ不待論而シテ民法ハ人民ト人民トノ間ニ管スル法規ニシテ基闕スル所最モ広ク且ツ大ナリ従來我國ノ民事ヲ裁制スルヤ自ラ天理ニ合スル者少ナカラスト雖トモ法ニ明文ナク律ニ成例ナク而シテ維新以來法律ノ創成多クハ一弊ヲ除キ一害ヲ防クニ出ツルヲ以テ爰ニ一竇ヲ填レハ數實隨テ生シ其弊ヤ人民法律ヲ以テ奇貨トシ其私ヲ掩ヒ其奸ヲ逞セントスル者往々有之今ノ時ニ當リテ完成ノ民法ヲ創立シ以テ之ヲ統裁スルニ非サレハ殆ント人類ノ交義ヲ減スルニ至ラン所謂完成ノ民法トハ天然ノ性理ニ基キ全国人民ノ便益ヲ考究シ夫婦父子ノ權義ヲ明カニシ婚姻離婚相続ノ制ヲ定メ後見人管財人ノ条則ヲ設ケ其他契約ノ方法等ニ至ルマテ之ヲ制定スル也則チ其効益人道ノ大節ヲ守リ權理ノ不可犯ヲ画スル等固ヨリ不俟言一家ノ經濟ヨリ一國ノ富強ヲ生シ家庭ノ平穩ヨリ邦家ノ安寧ニ及ホサシムル所以ナリ故ニ苟モ生ヲ我域内ニ托スル者有生ノ初ヨリ有生ノ後ニ至ルマテ民法ノ庇蔭ニ由テ其權理ヲ保全シ其財産ヲ安固ニシ家庭ノ齊整ヲ得サル者ナキナリ今我實際ノ形状ヲ觀察スルニ生産ノ増殖セサルハ相統法ノ善良ナラサルニ由ル夫妻ノ協同セサルハ婚姻離婚ノ法ナキカ為メニシテ孤兒痴人ノ財ヲ他人ニ掠メラルムハ後見人等ノ設ケナキヲ以テナリ物貨融通ノ壅塞スルハ契約法等ノ備ハラサルカ故ニシテ家庭ノ齊整ナラサルハ夫婦父子ノ間權義ノ制限ナキカ為

ナリ其他一々枚挙ニ遑アラスト雖トモ其弊害ノ原因ヲ推セハ一ニ民法ノ完成セサルニ由ル是ヲ以テ本年三月以來委員ニ命シテ民法ノ起草ニ著手シ今ヤ既ニ数百条ニ及ヘリ夫レ既ニ民法アリ商法ナカルヘカラス而シテ我國ニ於テハ商事ニ関スルノ規則方法ハ最モ不備ナルヲ以テ頃コロ商法起草案ノ掛ヲ命シ漸ク既ニ緒ニ就ケリ抑本省ノ職制ニ於テ新法ヲ起草編成スルハ因ヨリ其所口因テ右四法ノ草案ハ漸次編成ノ功ヲ竣ヘ上呈セント欲ス然レトモ著手ノ前後ト部類ノ大小トアルヲ以テ其成功ハ必ス遅速アルヘシ故ニ一部ノ編纂成ル毎ニ上奏スル所アラントス此段予メ申稟仕置候也

追テ訴訟法ハ昨年来起草罷在候下調ノ案ハ過日元老院ヘ送付候也

右の、司法卿大木喬任より右大臣岩倉具視あての法典編纂に関する申稟の冒頭にみえる、「刑法改定草案ノ事ハ既ニ本年一月政始ノ日ニ於テ進奏セリ」とは、同九年一月四日の、「刑法改正ノ議ヲ上ル」との大木司法卿の上奏を指している。

ところで、この司法省における商法典編修作業については、徴すべき資料とてなく、未墾のまま久しく放置されている、といつてよ

い。かつて、志田鉦太郎博士は、  
商法典の編纂は明治九年に既に大木司法卿に依つて提唱せられ政府の方針は一定して居つたのである。然しながら明治十年の西南戦役は一時此種の立法事業を中止するの已むを得ざるに至らしめたけれども戦役も二月に始まり九月に平定したので、一方に戦役の善後策遂行と共に他方では立法事業も進捗し始めたところ、商

法典全部の編纂は大事業なれば先づ応急的に其一部たる会社法や海商法を単行法として制定する方針に改めたのである。

と記述されたことがあるが、その司法省内における立案作業は、同十一年までにはたしかに統纂された模様である。すなわち、司法省蔵版「仏朗西和蘭陀ノテール規則合巻」の巻頭に、監修者たる長森敬斐——当時、司法省民法編纂掛分科委員・七等判事——は、「仏蘭西和蘭公証人規則訳本ヲ刊刻セシムコトヲ請フ書」を草している。

敬斐謹テ白ス曩ニ閣下敬斐等ニ命シ公証人規則ヲ草セシム敬斐等乃チ閣下ノ意ヲ奉シ之カ草案ヲ作り既ニ已ニ之ヲ閣下ニ進呈セリ(中略)今ヤ閣下法律ヲ更革改正スルニ銳意ナリ各員其意ヲ体シ其事ニ踴勉鞅掌シ乃チ刑法ハ數回ノ討議ヲ経テ其案已ニ上請アリ治罪法ハ其案已ニ十ノ七八ニ進ム而シテ民法ヲ草スル亦ニ千余条ニ至ル其他商法及ヒ記簿法等ノ草案ニ着手シ殆ント將ニ緒ニ就カントス於是敬斐等竊ニトス法律ノ旧面目ヲ革メテ一大新城ニ進マシムル遠キニ非サル可シ而シテ閣下敬斐等ヲシテ公証人規則ヲ草セル所ハ大概ニ仏蘭西和蘭等ノ公証人規則ニ拠リ折衷ス今其訳本及ヒ教師ラッパール氏著ハス所ノ公証人沿革略記等謄写功ヲ竣ス若シ之レヲ以テ剗削ニ付シ以テ世ニ公ケニセハ人民自ラ公証人ノ設ケハ契約ノ証ヲシテ之ヲ其初メニ正確ナラシムルノ要具タルヲ知り之ヲシテ公証人設立ノ日ニ遇フモ之ヲ怪異視シテ疑懼慮スルノ患ナク而シテ公証人タラント欲スル者亦將ニ其職分ノ当サニ為スヘキノコトヲ講究スル所アラシメントス敢テ請フ閣下採扱焉

右の、「仏蘭西和蘭公証人規則訳本ヲ刊刻セシムコトヲ請フ書」なる司法卿大木喬任あての一文は、同十一年一月付であるから、この当時「商法……ノ草案ニ着手シ殆ント將ニ緒ニ就カント」していたにちがいない。

しかし、司法省で推進された商法草案をめぐつては、すでに触れたとおり、その内容・編纂関係者・推移、等々につき、いまこれを詳かにすることができないのを、きわめて遺憾とする。<sup>(14)</sup>

### 三

さて、既述せるとおり、その高揚する殖産興業政策の路線にそつて、明治政府は会社設立を強力に勧奨した。したがつて、これが法的規制たる会社法の制定が、統一的商法典編纂の動きとは別に、あるいは並行して、企図・立案されたとしても、けつして怪しむに足らない。もつとも、政府の基本方針そのものが、条約改正交渉をはじめとするもろもろの要素と密接にからんで、しばしば変動したことは看過すべきではなからう。

管見のおよぶかぎり、会社法草案の脱稿・完成せる嚆矢は、明治八年五月、内務卿大久保利通より太政大臣三条実美に対し、御布告案を付して提出されたそれである。<sup>(15)</sup>

#### 会社条例施設之儀ニ付伺

諸会社之儀従前大蔵省掌管以來人民結社出願之時々其業体并社則等調査之上概ネ其契約上不相当之儀モ無之又他之障碍ニモ不相成

見込之分ハ其時々之詮議ヲ以テ聞届来候儀之処追々結社營業出願之徒モ相増候ニ随ヒ中ニハ官許ヲ仮リテ以テ募金自救之資ト為シ或ハ会社ノ計算分明ナラスシテ社員徒ラニ損害ヲ蒙ル等種々不都合之趣モ相聞ヘ難捨置筋ニ付右取締之方法ヲ設ケ其弊害ヲ匡救セサル可カラストノ目途ニ由リ昨明治七年四月中上申ノ上爾来各府県ヨリ会社創立之儀申立候都度会社条例取調中ニ付追テ何分之儀相違候迄人民之相對ニ任セ營業為致候様指令致シ来右申上之節ヨリ引統英國政府及ヒ其他ノ会社法則ヲ参考シ本邦実地ノ形況ヲ斟酌シ一定ノ条例為取調置候此程成業致シ候ニ付即別冊指出申候尤モ条例中罰則及ヒ分散等之條款ハ一応司法省ヘ御下問之上御制可有之度存候依テ別冊会社条例案并ニ御布告案相添此段相伺候也

明治八年五月廿二日

内務卿大久保利通

太政大臣三条実美殿

付せられた御布告案は、つぎのとおりである。

御布告案

今度一般ノ会社条例別冊之通製定致シ候条此旨布告候事

但社長頭取其余重立候者ノ姓名ヲ以称号ト為ス所ノ会社及

ヒ組合ハ此条例ノ外ト可相心得候事

明治八年五月

太政大臣三条実美

「別冊」として付された、この明治八年・内務省「会社条例」草案

は、本文四十六か条一七六節、附録四か条十三節、加えて末尾に「会社成規」と題する書式が添えられ、当時としてはかなり整備された会社法草案といえよう。この草案の存在は、すなわち、「内務省第一回年報」<sup>(16)</sup>に、

此際ニ当タリ会社ノ方法ヲ設ケ勸奨誘導シ以テ其衰頹ヲ維持セサルヲ得ス故ニ会社条例ヲ編成シテ既ニ上請セリ如シ公布スルヲ得ハ全国人民ヲシテ会社ノ体裁及効用便宜ヲ悟リ且其方法着手ノ順序ヲ知ルニ至ラシメン

とあるによつても、窺知することができよう。

内務省が、「明治七年四月中上申」し、その「上申之節ヨリ引続……一定ノ条例為取調置」きはじめた直後の七年五月、大藏省内に会社条例取調掛が新置され、活動を開始した。いまここに、八年七月二日の大藏省会社条例取調掛より本省に差しだされた伺がある。<sup>(17)</sup>

今般金券発行会社ヲ除ク之外諸会社都テ内務省ノ掌管ニ付セラレ候旨被相達候ニ付テハ自然当会社条例取調掛ニモ関涉シ何レトカ処分可致之処一休当掛設立ノ儀ハ最前及稟申候通其時分本邦適宜ノ会社条例又ハ規則等無之処ヨリ会社出願ノ挙アル毎トニ往々不都合相生シ多少ノ弊害ヲ来シ候ニ付内務省ヘモ一応協議ノ上本省ニテハ先ツ英国合本会社条例等翻譯ノ事ヨリ手ヲ下シ漸次日本適宜条例ノ制定ニ及ホシ何レモ殆ソト成功ニ垂ントスルノ際株式取引所并米穀相場会社ノ事務当掛ヘ合併旁々右事業遷延中本邦適宜ノ条例ハ内務省ニテ制定シ既ニ正院へ上申相成タル趣ニ付テハ當

明治十四年『会社条例』草案とその周辺

掛ニテ擬定セル条例ハ全ク不用贅物ニ属シ候訳ニ付右擬定ノ儀ハ見合セ置キ彼ノ英国合本会社条例ノ翻譯丈ケニテ該事務ヲ取纏メ候心得ハ最前及演達候次第ニ有之勿論右条例并成規トモ数百箇条有之其他総論沿革等右ニ必要ナル篇々トモ合シテ六七冊ニ及ヒ何レモ事理錯綜行文困難多少ノ精神時月ヲ費ヤシ一同刻苦洋励不啻儀ニ付此儘廃止候テハ九仞一簣ノ虧功ニ近キハ不及申第一国家有益必要ノ事件柄ナレトモ是迄完備ノ訳本無之処ヨリ海外経験ノ事蹟モ大抵曖昧ニ属シ上下官民動モスレハ画虎類犬ノ識ヲ取り不都合不勘儀ニ付此訳本成就頒布ノ上ハ現今後來共隠々ノ中如何計リ裨益可有之歟勿論最前モ上陳シ候通り是等原書ノ翻譯ハ迪モ民間ニ於テ容易ニ従事スヘキ筋ニ無之矢張官ニ於テ上梓公亮相成候方方今ノ便宜トモ可申彼是ノ次第ヲ以テ今ヨリ専ラ力ヲ此校正ノミニ用ヒ速カニ成功ヲ遂ケ上梓ノ上之ヲ世ニ公ニシ此等事業ヲ営ナムモノノ学知力行ヲ資ケ又ハ条例制定者其他ノ參觀考拠ニ供シ候ハ、凡百事業ノ進歩内外商業ノ盛大ヲ致スノ一助ト相成可申奉存候且即今ノ処三井「バンク」設立并通常銀行条例ノ調査事務モ相任セラレ謄写其他別ニ一二属員無之テハ何分事務果敢取リ兼候ニ付旁ノ訳ヲ以テ當掛ノ儀ハ右等成功ノ日迄此儘御存置相成度此段相伺候也

追テ當掛ノ儀ハ本文ノ次第ニ付翻譯原稿并是迄擬定セル本邦適宜条例草案ノ外別ニ内務省ヘ引続クヘキ書類迎ハ更ニ無之候事

右に掲出せる伺にしたがえば、「先ツ英国合本会社条例等翻譯ノ

事ヨリ手ヲ下シ漸次日本適宜条例ノ制定ニ及ボシ何レモ殆ント成功ニ垂ントス」る状態にあつたことが、推認できよう。  
しかし、惜しむべし、明治八年・内務省「会社条例」草案も、また同じ時期にほとんど脱稿に近づいていた大藏省草案も、うやむやのうちに過去のなかに葬り去られてしまつた。

#### 四

明治十三年九月二十二日、元老院幹事山口尚芳は、「会社并組合条例審査総裁被仰付候事」との辞令をうけ、また同日、元老院議員神田孝平・元老院議員官渡辺驥・太政官大書記官渡辺洪基・太政官少書記官周布公平・太政官少書記官田口憲・内務少書記官富田冬三の各員は、それぞれ、「会社并組合条例審査委員被仰付候事」との命をうけ、ここに七名のメンバーが確定した。

また、その日、会社并組合条例審査局は元老院に通牒を發して、「会社并組合条例審査局御院中ニ開設候間 此段及御通牒候也」と伝報し、同月二十四日、元老院中に正式に審査局が設置され、作業をスタートする運びとなつた。会社法制定の動きは、ここに新しい局面を迎えた、といひえよう。

それは、参議兼外務卿井上馨が、同年七月に右大臣岩倉具視に提出した「立憲政体ニ関スル建議」中において、  
国会ヲ起スニ先チ、第一ニ民法ヲ編シテ所有ノ権利戸婚ノ法式ヨリ家督相続及ヒ契約等ニ至ル、人々相互ノ間ニ須臾モ欠ク可ラサルノ法則及ヒ行政区域行政裁判又ハ訴訟法又ハ商法、会社法等ノ

成規ヲ明指シ、法律ノ区域ヲ出テスシテ、自由ニ生息優游スヘキコトヲ恆ニ人民ノ腦底ニ感染セシムヘシと説いたが、その「商法、会社法等ノ成規ヲ明指」することに、まさにこたえるものであつたらう。

この会社并組合条例審査局の活動は、翌十四年四月にいたつて立派に実を結んだ。それは、左にかかげる山口審査総裁の三条太政大臣あて献辞によつて明らかである。

明治十三年九月会社并組合条例審査局ヲ置カレ議員神田孝平 兼議員官渡辺驥 太政官大書記官兼外務大書記官渡辺洪基 太政官少書記官周布公平 海軍六等出仕兼太政官少書記官田口憲 内務少書記官富田冬三ヲ審査委員ト為シ尚芳ヲ以テ総裁ニ充ツ茲ニ於テ委員相會シ逐条審査ノ末会社并組合条例ヲ併セテ単ニ会社條例ト為シ改竄増減修正ヲ加ヘ本月ニ至テ全ク竣ル依テ別冊ヲ淨写シ上申候也

会社并組合条例審査総裁

元老院幹事山口尚芳

明治十四年四月十四日

太政大臣三条実美殿

ここに留意すべきは、このスタッフは、「審査総裁」ないし「審査委員」であり、「委員相會シ逐条審査」をして、「改竄増減修正ヲ加ヘ」る作業をしたことである。すなわち、かれらはけつして「会社条例」にかかる原案の起草委員ではなく、いわば修補委員たる役割を演じたことになる。とすれば、その原案は如何、という問題

にただちに逢着せねばなるまい。「西南戦役の後其原案が出来た」とする志田博士の指摘は重視すべきであり、賛意を表したい。

さて、この明治十四年「会社条例」草案の全文を、資料として覆刻・登載する。原本は、筆者所蔵文書であつて、半紙三十葉に筆録された浄書文書、ただし僅少の虫喰がある。この稀観資料の、伝来の分明でないことを、きわめて遺憾とする。本文書の冒頭に、上掲の献辞が付されており、二―三枚目が目次、四葉以下が条文となつている。その内容は後掲するのとおりであるが、当時としては、かなりのレベルに達したものと推量される。

しかし、この「会社条例」草案も、挫折せざるをえなかつた。政府の基本方針の転換が、最有力原因と想察される。「商事会社ノ規則ハ素ト商法ノ一部分ナルヲ以テ彼此同時ニ發布スルヲ善シト」する見解が多数を占めたからであらう。かくして、翌十五年三月十一日、各スタッフは「被免」の辞令を受領した。たとへば、

参事院議官山口尚芳

会社并組合条例審査総裁被免候事

のごとくである。同月十三日、会社并組合条例審査局は、「会社并組合条例審査局之儀本日閉鎖致候間此段及御通知候也」との通牒を發して、ここに正式に審査局は解消した。そして、この「会社条例」草案も、遂に陽の目をみることなく、忘却のなかに葬られてしまつた。しかし、かの「興業意見」においても、会社条例の制定はつよく要求されている。「明治日報」は、同十六年十一月、「商法編纂ノ要ヲ論ズ」との社説を四回にわたつて連載した。商法典編纂の

流れは、しだいに本格的な潮流となり、新たなるつぎの局面に向いつつあつた、と称しえよう。

(1) 尾佐竹猛「明治大正政治史講話」二二頁。

(2) 菅野和太郎「会社知識の移転に就いて」明治文化・第五卷一―七頁以下、二―二頁以下をはじめとする同博士の諸種の論稿は、昭和六年、「日本社会企業発生史の研究」と題する浩瀚な労作となつて世に送られた。明治初期会社制度成立史の攻究にとつて、同書は、かならず拠るべき古典的專著といえよう。

(3) 明治初年における会社制度形成過程の系譜については、たとへば、前掲・菅野「日本社会企業発生史の研究」一一〇頁以下、福島正夫「日本資本主義の発達と私法」(一)法律時報・第二五卷一―五頁以下、同「財産法——法体制準備期——」日本近代法発達史・第一卷・七四頁以下、越智俊夫「明治前半期の会社設立に関する立法主義」法史学及び法学の諸問題(星野通博士退職記念論叢・八八頁以下、三枝一雄「明治商法発達史試論」(一)法律論叢・第四三卷四・五合併号八八頁以下、森泉章「日本資本主義創成期における会社制度の形成」法学・第二五卷一―六七頁以下、林健久「明治前期の株式会社」社会科学の基本問題・上巻・四二―頁以下など参照。なお、志田鉦太郎「日本商法論」(第一編・会社・上巻)六頁以下参照。

(4) 福島正夫博士は、つぎのように指摘される。

「西欧諸国では、前期的資本の集積集中の形態として、会社の方式が確立し、それがブルジョア革命の後に偉大な機能を發揮したのであつた。その發展の過程は、わが国においては、正にさかさまの形で現われたわけである。ここには継承されるべき固有の發展は何もない。ただ、開明的な専制主義の政府が積極的に人民に社会企業を教育啓蒙し、かつその実現を強要し、臆病な前期的資本はこれに対してすこぶる消極的な態度



を示した」(前掲・福島「日本資本主義の発達と私法」(二)五六頁)。これは、草創期についての評言である。

(5) 「内務省第一回年報」三二三頁。ただし、「明治前期産業発達史資料」別冊(26)Iに拠る。

(6) 前掲・福島「財産法——法体制準備期——」八四頁。なお、前註(4)参照。

(7) たとえば、明治初年の綿業における資本主義の発展を考察した論策として、尾城太郎丸「明治初年における殖産政策と在来産業」近代産業の生成(明治史研究叢書)・一〇〇頁以下参照。

(8) 「農商務卿第四回報告」一〇五頁。ただし、「明治前期産業発達史資料」第四集(3)に拠る。

(9) この当時、会社の法的規制の必要は、会社の責任に関連して、とくに問題にされたようである。そのことは、本文に掲示した「農商務卿第四回報告」中の文言からも窺知できるが、たとえば、「交詢雑誌」第二八号三頁以下の「私立商社ノ問答」も、まさにその点を議論の中心にしている。

(10) 「商法会議局概則」緒言二丁表。ちなみに、同書は明法寮翻訳にかかると木版本であつて、明治七年一月に開板さる。

(11) 明治財政史編纂会「明治財政史」(第二二巻)五八六頁。

ちなみに、同頁の記述は、明治八年三月二十日に、紙幣頭得能良介が普通銀行条例制定の必要をみとめ、通常銀行条例要領を添えて、大蔵卿大隈重信に建議したことがあつたが、その間の事情に触れている。

なお、池田敬八「得能良介君伝」二四〇頁以下に、同八年十二月、得能紙幣頭の大隈大蔵卿にあてたる「民間商法の景況」が収められてい

る。

(12) 志用卿太郎博士は、「商法典の編纂は明治九年に既に大木司法卿に依つて提唱せられ政府の方針は一定して居つたのである」(志田「日本

商法典の編纂と其改正」七頁)と述べ、石井良助博士は、「司法省では、一八七六年(明治九年)ごろに商法の編纂に着手したようであるが、見るべき成果はなかつたらしい」(石井「明治文化史・法制編」五三〇頁)と説き、福島正夫博士は、「九年からその編纂に着手」(前掲・福島「財産法——法体制準備期——」六頁)とし、西原寛一博士もまた、同趣旨を示される(西原「近代商法の成立と発展」六三頁参照)。

(13) 前掲・志田「日本商法典の編纂と其改正」七七八頁。

なお、同書は、「志田氏商法要義」(巻之巻)九頁以下、「日本商法論」(総論)六一頁以下、「日本商法典の編纂と其改正」明治大学創立五十年記念論文集・商学篇・三九三頁以下に収めた論述を修訂・増補して一本にまとめた著作である。

(14) かつて、磯部四郎は、「商法ニ関シテハ司法省時代ニハ現今行政裁判所長ヲシテ居ラレ山脇玄君及ヒ長森藤吉郎君ノ先大人長森敬斐君此両君カ商法ノ事ヲ専ラ御調ヘテアリマシタ様ニ思ヒマスカ其後子太政官法制局ニ立法事業ノ多クヲ移サレテヨリ商法ニ関シテハ本尾敬三郎、岸本辰雄ノ両君カ主管シテ、草案ハ独逸人ノ「ロイスレル」氏ノ手起草サレマシタ」(磯部「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」法学協会雑誌・第三一巻八号一五六頁)との貴重な懐旧談を残している。また、加えて、原案作成に関しては、当然、御備外人の参与も予想されよう。この間の周辺事情をめぐつては、将来の機会にまわしたい。

(15) この明治八年・内務省「会社条例」草案については、次回に採りあげて、考察をこころみる予定である。

(16) 「内務省第一回年報」三二四頁。ただし、「明治前期産業発達史資料」別冊(26)Iに拠る。

(17) 玉木為三郎「明治大正保険史料」(第一巻・第一編・第三類)三六一—三七頁。

ちなみに、大蔵省会社条例取調掛は同八年十月に廃止された。

(18) 山口尚芳以下、スタッフの官歴については、たとえば、「元老院勅奏判任官履歴書」・「顕要職務補任録」・「歴代頭官録」・「百官履歴」などを披見された。

(19) 山口尚芳につき、「國民過去帳——明治之巻——」四〇〇頁に、「十四年会計検査院長に転じ議員を兼ねぬ会社並組合条例審査総裁たり」とみゆ。

なお、園田日吉「江藤新平伝」三四九頁に略歴がかかげられている。森鏡三「明治人物逸話辞典」(下巻)四四七頁以下参照。

(20) 神田孝平につき、神田乃武「神田孝平略伝」四〇頁の「年譜」明治十三年条に、「元老院議員トナリ、次デ会社并組合条例審査委員トナル」とみゆ。

(21) 渡辺驥につき、「國民過去帳——明治之巻——」四九四頁に、「十二年頃勅任を以て検事長兼元老院議員に進み十四年頃大審院検事長と為り從四位に、議員及び会社並組合条例審査委員日本海令草案審査員を兼ね」とみゆ。

(22) 渡辺洪基につき、「國民過去帳——明治之巻——」六二八頁、前掲・森明治人物逸話辞典(下巻)五〇五頁以下参照。なお、向井健「明治十五年『戸籍規則』の原案」法学研究・第三巻七号七五頁参照。

(23) 周布公平につき、前掲・向井「明治十五年『戸籍規則』の原案」七三頁・七五頁、向井健「新たなる身上証書法律案」補考」法学研究・第三巻二二号六五頁(註5)参照。

(24) 「日本憲政基礎史料」二九〇頁に拠る。なお、稲田正次「明治憲法成立史」(上巻)四二八—四二九頁参照。

(25) 前掲・志田「日本商法典の編纂と其改正」八頁。  
(26) その原案が一体どのようなものであつたかについては、今日の段階では、これを明らかにしえない。(1)司法省草案・(2)内務省草案・(3)大蔵省草案・(4)その他の草案(たとえば、大政官法制局または法制部の草

明治十四年『会社条例』草案とその周辺

案)、等々、仮説を提示することは可能であらう。後考にまち、いま早急な推断をひかえたい。

(27) 日本近代法史という、「法制史と実定法の中間に位する学問の建設には、それぞれの分野の実定法学者の協力が不可欠であることはいうまでもない」(三ヶ月章「ポアンナードの財産差押法草案における執行制度の基本構想」民事訴訟の理論・下巻・二二頁註五)。この「会社条例」草案につき、現行商法学者の示教を切に希求するしだいである。  
(28) 「元老院会議筆記」第五一三号議案(商社法)八頁。

明治十三年九月会社并組合条例審査局ヲ置カレ議員神田孝平検事兼議員渡辺驥太政官大書記官兼外務大書記官渡辺洪基太政官少書記官周布公平海軍六等出仕兼太政官少書記官田口應内務少書記官富田冬三ヲ審査委員ト為シ尚芳ヲ以テ総裁ニ充ツ茲ニ於テ委員相會シ逐条審査ノ末会社并組合条例ヲ併セテ単ニ会社条例ト為シ改竄増減修正ヲ加ヘ本月ニ至リ全ク竣ル依テ別冊ヲ淨写シ上申候也

会社并組合条例審査総裁  
元老院幹事山口尚芳

明治十四年四月十四日  
太政大臣三条実美殿

会社条例目次

- 第一編 総則
- 第二編 人名会社

- 第一章 総則
  - 第二章 結社開業ノ順序
  - 第三章 契約証書ノ變更
  - 第四章 社員ノ權利義務
  - 第五章 社外ニ対スル社員ノ責任
  - 第六章 損益ノ計算
  - 第七章 入社退社
  - 第八章 会社ノ解散
  - 第九章 会社ノ保続
  - 第十章 公告
  - 第十一章 会社ノ登録
- 第三編 株式会社
- 第一章 総則
  - 第二章 創立ノ順序
  - 第三章 開業ノ順序
  - 第四章 発起人ノ義務
  - 第五章 役員ノ選挙
  - 第六章 社名及ヒ社印
  - 第七章 株主牒
  - 第八章 株金及ヒ株券
  - 第九章 総会
  - 第十章 会社ノ改号
  - 第十一章 移店及ヒ分店
- 第十二章 資本金額ノ増減及ヒ株金額ノ變更
  - 第十三章 定款ノ改正増減
  - 第十四章 会社ノ検査
  - 第十五章 記録ノ縦覧
  - 第十六章 株金ノ延滞
  - 第十七章 株式ニ係ル禁令
  - 第十八章 損益ノ計算
  - 第十九章 利益ノ配当
  - 第二十章 会社及ヒ役員ノ責任
  - 第二十一章 会社ノ延期
  - 第二十二章 会社ノ解散
  - 第二十三章 跡引受役ノ職務并責任
  - 第二十四章 諸記録ノ保存
  - 第二十五章 公告
  - 第二十六章 罰例ヲ掲ケサル条款ノ罰則
  - 第二十七章 会社ノ登録
- 会社条例
- 第一編 総則
  - 第一条 凡ソ日本人民ニシテ利得ヲ目的トシ会社ヲ設立スルモノハ本条例ヲ遵奉セサル可カラス但政府ノ特許ヲ得又ハ他ノ条例ヲ遵奉スルモノハ此限ニ在ラス
  - 第二条 会社ヲ分テ人名会社及ヒ株式会社ト為ス
  - 第三条 会社ハ社名ヲ以契約ヲ為シ及ヒ動産不動産ヲ所有スルヲ得

第四條 凡ソ会社ノ契約及ヒ事業ハ法律規則ニ触レス地方ニ妨害ナ

キモノニ限ル可シ

## 第二編 人名会社

### 第一章 総則

第五條 人名会社ハ二人以上資金勞力其他利ヲ生ス可キモノヲ集合

シ社名ヲ以テ營業スルモノヲ謂フ

第六條 人名会社ノ名号ハ社員一名以上ノ氏又ハ氏名ヲ用ユ可シ但

在来ノ人名会社ト同名ナルヲ得ス

第七條 人名会社ノ責任ハ無限ニシテ会社所有ノ資産ニ止マラス各

社員ノ資産ニ及フ可キモノトス

### 第二章 結社開業ノ順序

第八條 人名会社ヲ創立セントスル者ハ契約証書ヲ作り総員連署シ

各其一通ヲ所持ス可シ

第九條 人名会社ハ左ノ件々ノ登録ヲ受ク可シ

#### 第一 社名

#### 第二 社店ノ場所

#### 第三 營業ノ種類

#### 第四 社員ノ氏名住所

#### 第五 創立ノ年月日

#### 第六 存立期限ヲ定メタルトキハ其期限

第十條 人名会社第九條ニ掲クル件々ノ登録ヲ受ケタルトキハ開業

以前ニ之ヲ公告ス可シ若シ登録ヲ受ケス又ハ公告ヲ為サスシテ營

業シタルトキハ其營業ヲ差止メ一日毎ニ五円ヨリ少カラス五拾円

ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス可シ

第十一條 人名会社第九條ノ登録ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月間ニ開業

セサルトキハ其登録ハ無効タル可シ

### 第三章 契約証書ノ變更

第十二條 人名会社ノ契約証書ハ総員ノ同意ニ非サレハ變更スルヲ

得ス

第十三條 人名会社既ニ登録ヲ受ケタル件々ヲ變更スルトキハ登録

ヲ受ケ登録済ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ公告ス可シ若シ登録ヲ受ケ

ス又ハ公告ヲ為サ、ルトキハ一日毎ニ壹円ヨリ少ナカラス拾円ヨ

リ多カラサル罰金ヲ科ス可シ

### 第四章 社員ノ權利義務

第十四條 社員ハ業務取扱ヒニ付キ各自同等ノ權利ヲ有スルモノト

ス但別段ノ契約ヲ以テ各自ノ權利ヲ限定スルヲ得可シ

第十五條 社員ノ權利ノ限定ハ社外ニ對シ其効ナキモノトス但別段

ノ告知ヲ為シタル人ニ對スルトキハ此限ニ在ラス

第十六條 社員其契約ニ背キ会社ニ生セシメタル損失ハ他ノ社員ニ

對シ之ヲ償フノ義務アリトス

第十七條 社員社用ニ供セント契約シタル資金ヲ其期限ニ差出サ、

ルトキハ他ノ社員ヨリ期限後相当ノ利子ヲ請求スルヲ得若シ之カ

為メ損失ヲ生セシメタルトキハ其損失ヲ償ハシムルヲ得可シ

第十八條 社員自己ノ利益ヲ図ルカ為メ会社ニ屬スヘキ業務ヲ營ミ

又ハ之ニ關係シタルトキハ他ノ社員ハ其利益ヲ会社ニ入レシムル

コトヲ得可シ若シ之カ為メ会社ニ損失ヲ生セシメタルトキハ之ヲ

償ハシムルヲ得可シ

第五章 社外ニ対スル社員ノ責任

第十九条 人名会社ノ責任ハ社中総員連帯シテ之ヲ受ケ一員ニテモ其全部ヲ負担セサル可カラズ

第二十条 社員ハ社中一員ノ為シタル契約ト雖モ社名ヲ用ヒタルトキハ各社員其責ニ任ス可キモノトス

第二十一条 社員其契約ニ背キ又ハ不正ノ意思ヲ以テ執行セシ事件ト雖モ其事会社ノ業務限内ニアルトキハ各社員其責ニ任ス可キモノトス但相対人其情ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第二十二条 社員ハ社外ヨリ支配人等ヲ選定シ其業務ヲ委任スルヲ得ルト雖モ其所為ニ付テハ各社員其責ニ任ス可キモノトス

第二十三条 人名会社中氏名ヲ公告セスシテ損益ヲ共ニスルモノアルトキハ第十条ノ罰則ヲ適用シ其本人ニ社員同様ノ責ヲ負ハシム可シ

第二十四条 人名会社ニ於テ業務ニ関係セス資金ヲ加入シ其金額ニ准シ社員ト損益ヲ共分スル契約ヲ為シ差金人タルコトヲ明記シ其氏名及ヒ差金額ノ登録ヲ受ケタルトキハ其責任差金額ニ限ルヲ得可シ

第六章 損益ノ計算

第二十五条 人名会社ハ別段ノ契約アルニ非サレハ毎年一度以上損益ノ精算ヲ為ス可シ

第二十六条 各社員ニ配当ス可キ損益ハ別段ノ契約アルニ非サレハ其資本ニ供シタル金額ニ割合フ可シ其勤勞ノミヲ供シタル者ハ社

員中最少ノ金額ヲ差入タル者ニ準ス可シ

第七章 入社退社

第二十七条 入社ハ社中総員ノ承諾ヲ得可キモノトス

第二十八条 新入社員ハ入社前会社ノ為シタル事件ニ付其責ヲ負フニ及ス但別段ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

第二十九条 無定期会社ノ社員ハ隨時退社ヲ乞フコトヲ得但会社ノ利益ヲ専領スルノ意思アルトキ又ハ会社ノ事業未タ整備ニ至ラサルトキハ他ノ社員之ヲ拒ムコトヲ得可シ

第三十条 定期会社ノ社員ハ満期前退社ヲ乞フコトヲ得ス但他ノ社員契約ヲ履行シ能ハサルモノアルトキハ此限ニ在ラス

第八章 会社ノ解散

第三十一条 人名会社左ノ場合ニ当テハ解散ス可キモノトス

第一 契約書中ニ掲ケタル解散ノ場合

第二 社中ノ一員退社シタル時

第三 社中ノ一員死去シタル時

第四 社中ノ一員破産若クハ失踪シタル時

第五 社中ノ一員一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル時

第六 社中ノ一員狂癡等ノ心疾ニ罹リタル時

第七 会社解散ノ命ヲ受ケタル時

第三十二条 人名会社解散ト定リタルトキハ直ニ其業務ヲ停止ス可シ

第三十三条 人名会社解散ト定リタル後ハ其解散ニ係ル費用ノ外共通資産ヲ使用スルヲ得ス

第三十四条 人名会社ノ解散ニ當テハ一切ノ負債ヲ完償シタル残余ノモノニ非サレハ各社員ニ配当スルヲ得ス

第三十五条 人名会社解散ト定リタルトキハ左ノ条件ノ登録ヲ受ケ可シ

第一 解散ノ事由

第二 解散決定ノ年月日

第三 跡引受人ヲ定ムルトキハ其氏名

第三十六条 人名会社解散ノ登録ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ左ノ条件ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠ルトキハ第十三条ノ罰則ヲ適用ス可シ但第五項ニ限り三ヶ月以内ニ別ニ之ヲ公告スルコトヲ得

第一 解散ノ事由

第二 解散決定ノ年月日

第三 社員ノ氏名住所

第四 跡引受人ヲ定ムルトキハ其氏名

第五 何年何月何日ヨリ何年何月何日迄三ヶ月間ニ負債ヲ弁償スヘキ旨

第三十七条 退社人破産人又ハ死者ノ相続人等ハ他ノ社員ニ要求シ会社解散ノ登録ヲ請ハシメ及ヒ公告ヲ為サシムルノ權アリトス若シ他ノ社員之ヲ拒ミ又ハ之ヲ怠ルトキハ自ら其退社破産死亡等ノ登録ヲ受ケ又ハ公告ヲ為シテ其会社ニ係ル将来ノ責任ヲ免カル、

コトヲ得可シ

第九章 会社ノ保統

第三十八条 社員ノ死去退社又ハ破産等ニ因リ会社解散ス可キトキ

ト雖モ死者ノ相続人又ハ退社人破産人ノ跡引受人等ト現在社員ト会社ヲ保統センコトヲ契約シ又ハ現在社員ノミニテ之ヲ保統センコトヲ決定シ債主ノ承諾ヲ得タル上登録ヲ受ケ及ヒ公告ヲ為シテ保統スルヲ得可シ但現在社員ノミニテ会社ヲ保統スル場合ニ於テハ退社人破産人又ハ死者ノ相続人等ハ其退社破産等ヲ為シタルトキハ会社ノ計算ニ從テ資産及ヒ損益ノ配當ヲ受ケルヲ得可シ

第十章 公告

第三十九条 凡ソ公告ハ各取引先ヘ氏名宛ニテ別段ノ通知ヲ為シ社店ノ前面ニ三十日以上之ヲ掲示シ最近ノ地ニアル新聞紙ニ五日以上之ヲ登載ス可シ

第十一章 会社ノ登録

第四十条 凡ソ登録ハ人名会社ヲ設立スル地方庁ニ請フ可シ

第四十一条 各地方庁ニ於テ人名会社登録簿ヲ備ヘ其妨ケナキ時間ニ於テ公衆ノ縦覧及ヒ謄写ヲ許ス可シ

第四十二条 人名会社登録ヲ請フトキハ左ノ登録料ヲ納ム可シ

- 一 契約証書登録料 貳円
- 一 契約証書増減変更ノ登録料 壹円
- 一 保統登録料 壹円五拾錢

一 解散登録料 壹円

第三編 株式会社

第一章 総則

第四十三条 株式会社ハ五人以上株券ヲ發行シテ資金ヲ集合シ社名ヲ以テ營業スルモノヲ謂フ

第四十四条 株式会社ノ名号ハ株主ノ氏名ヲ用フルヲ得ス又在来ノ株式会社ト同名ナルヲ得ス

第四十五条 株式会社ノ責任ハ有限ニシテ会社所有ノ資産ニ止マルモノトス

## 第二章 創立ノ順序

第四十六条 株式会社ヲ創立セント欲スル者ハ三人以上ニシテ株主募集ノ請願ヲ為スコトヲ得其願書ニ連署スル者ヲ發起人ト為ス

第四十七条 發起人ハ株主募集願書ニ起業目論見書ヲ添へ会社ヲ創立スル地ノ地方庁ニ願出可シ地方長官ハ發起人ノ身元ヲ調へ且其願書及ヒ目論見書ニ意見書ヲ添へ農商務卿ノ認可ヲ受ケ之ニ指令ス可シ

第四十八条 起業目論見書ニ記載ス可キ要件左ノ如シ

第一 社名

第二 会社設置ノ地

第三 起業ノ原由及ヒ目的

第四 營業ノ順序方法

第五 資本ノ金額及ヒ使用ノ概算

第六 存立ノ期限

第四十九条 發起人株主募集ノ許可ヲ得タルトキハ株主ヲ募リ株主牒ニ記名調印セシメ株數資本金額ニ充ツルトキハ第一總會ヲ開ク可シ

第五十条 第一總會ニ於テ創立証書及ヒ定款ヲ作り総員連署シテ之ヲ地方庁ニ差出シ創立ノ許可ヲ請フ可シ

第五十一条 創立証書ニ記載ス可キ要件左ノ如シ

第一 社名

第二 社店ノ場所

第三 營業ノ種類

第四 資本ノ金額及ヒ株數並ニ一株ノ金額

第五 株主ノ氏名住所及ヒ其各員所有ノ株數

第六 存立ノ期限

第五十二条 定款ハ本條例ニ違背セサルニ於テハ株主總會ノ決議ニ任ス可シ

第五十三条 創立証書及ヒ定款ノ差出方ハ株主募集ノ許可ヲ得タル日ヨリ滿一ケ年以内タル可シ此期限内ニ差出サ、ルトキハ其許可ノ効ヲ失フ可シ

第五十四条 株式会社創立ノ許可ヲ得タルトキハ創立証書及ヒ定款ノ登録ヲ請フ可シ其登録ヲ受ケタル日ヲ以テ会社創立ノ日ト為ス

## 第三章 開業ノ順序

第五十五条 株式会社創立ノ許可ヲ得タルトキハ取締役ヲ選ミ其氏名住所ヲ地方庁ニ申報ス可シ但申報以前ハ發起人ヲ以テ株主總代ト看做ス可シ

第五十六条 株式会社開業以前各株主ヨリ其株金額四分之一以上ヲ入金セシメ其入金額及ヒ開業ノ期ヨリ地方庁ニ申報ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ其營業ヲ差止メ一日毎ニ拾円ヨリ少カラス百円ヨリ多カラサル罰金ヲ会社ニ科ス可シ且取締役故意ニ之ヲ犯シ或ハ知リテ見逃セントキハ其各員ニ同様ノ罰金ヲ科ス可シ

第五十七條 株式会社開業以前開業ノ期日及ヒ左ノ件々ヲ公告ス可

シ若シ之ヲ怠タルトキハ其營業ヲ差止メ一日毎ニ五円ヨリ少カラ  
ス五十円ヨリ多カラサル罰金ヲ会社ニ科ス可シ且取締役故意ニ之  
ヲ犯シ或ハ知りテ見逃セシトキハ其各員ニ同様ノ罰金ヲ科ス可シ

第一 社名

第二 社店ノ場所

第三 營業ノ種類

第四 資本ノ金額及ヒ一株ノ金額並ニ既納未納ノ内訳

第五 取締役ノ氏名住所

第六 創立ノ年月日

第七 存立ノ期限

第五十八條 第五十六條及ヒ第五十七條ノ定則ニ背キ營業シタル時  
間ニ生シタル株式会社ノ責任ハ其資産ニ限ラス株主一同連帶シテ  
之ヲ負担ス可キモノトス

第五十九條 株式会社創立ノ許可ヲ得タル日ヨリ滿一ケ年以内ニ第  
五十六條ノ申報ヲ為サ、ルトキハ其許可ノ効ヲ失フ可シ

第四章 発起人ノ義務

第六十條 発起人ハ其総員ニテ資本金額四分一以上ノ株數ヲ所有ス  
可キモノトス

第六十一條 発起人ハ第一總會前ノ費用ヲ担当シ又其總會前ニ為シ  
タル契約ノ責ニ任ス可キモノトス

但株主総員ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第六十二條 発起人第二百一十一條第四項ノ場合ニ於テ他ノ株主ニ損

害ヲ生セシメタルトキハ其弁償ノ責ニ任ス可シ

第五章 役員ノ選舉

第六十三條 株式会社ハ株主中ヨリ取締役三人以上ヲ選舉シ取締役  
ハ同役中ヨリ頭取一人ヲ選舉ス可シシ他ノ役員ハ会社ノ便宜ニ任  
ス

第六十四條 株式会社ノ取締役ニ選マル可キ株主ノ所有株數ノ制限  
ヲ定メ之ヲ定款ニ掲載シ在任中其株式ノ譲渡売渡質入ヲ禁ス  
可シ

第六十五條 取締役ノ任期ハ三ケ年ニ越ユ可カラス但復選スルハ妨  
ケナシ

第六十六條 株式会社ハ取締役改選毎ニ其氏名住所ヲ地方庁ニ申報  
シ且之ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ其職ニ就キタル日ヨリ  
一日毎ニ五円ヨリ多カラサル罰金ヲ会社ニ科ス可シ且取締役故意  
ニ之ヲ犯シ或ハ知りテ見逃セシトキハ其各員ニ同様ノ罰金ヲ科ス  
可シ

第六章 社名及ヒ社印

第六十七條 株式会社其名号ヲ用フルトキハ名号ノ上ニ有限ノ二字  
ヲ加フ可シ

第六十八條 株式会社ハ社店ノ前面ニ其名号ヲ揭示ス可シ若シ之ヲ

怠タリ營業シタルトキハ一日毎ニ第六十六條ノ罰則ヲ適用ス可シ

第六十九條 株式会社ハ其名号ヲ刻シタル社印ヲ作り印鑑ヲ地方庁  
ニ差出ス可シ改刻シタルトキモ同様タル可シ若シ之ヲ怠タリ其社  
印ヲ用ヒタルトキハ一日毎ニ第五十七條ノ罰則ヲ適用ス可シ



第七十条 株式会社ハ其公文報告証券約定書類ニ其社名ヲ記シ社印ヲ鈐スヘシ若シ之ヲ犯シタルトキハ一通毎ニ第五十七条ノ罰則ヲ適用ス可シ但会社ノ委任状ヲ有スル者ニシテ社印ヲ鈐スル能ハサル場合ハ此限ニ在ラス

第七章 株主牒

第七十一条 株式会社ハ株主牒ヲ製シ左ノ件件ヲ記載ス可シ

第一 各株主ノ氏名住所

第二 各株主所有ノ株数番号並ニ株金既納未納ノ内訳

第三 各株主入社ノ年月日

第四 各株主退社ノ年月日

第七十二条 株式会社故ナク株主ノ氏名ヲ株主牒ヨリ削除シ或ハ株主ニ非サル者ノ氏名ヲ記入シ或ハ入社退社ノ記入ヲ遷延スル等ノコトアルトキハ一事毎ニ第五十七条ノ罰則ヲ適用ス可シ

第七十三条 株式会社ハ毎年初度ノ定式総会後二十日以内ニ株主表ヲ作り地方庁ニ差出ス可シ

第八章 株金及ヒ株券

第七十四条 株式会社ノ株金額ハ拾円以下ニ定ムルヲ得ス

第七十五条 株式会社ノ株券ハ一株毎ニ一通ヲ作り番号ヲ附シ社印ヲ鈐シ株主ノ氏名ヲ記ス可シ

第七十六条 株式会社株金ノ内金ヲ領収シタルトキハ仮券ヲ渡シ金額領収ノトキニ至リ本券ト交換ス可シ

第七十七条 株式会社ノ株式ハ株金四分之一以上入金済ノ上授受売買スルヲ得可シ

第七十八条 株式ノ授受売買ハ取締役ノ承認ヲ受ケ株券及ヒ株主牒ノ記名ヲ改ムルニ非サレハ其効ナキモノトス

第七十九条 株式会社ハ定期ノ計算ニ当リ予メ公告ノ上ト五日ヲ踰ヘサル時間其株式授受売買ノ手續ヲ停止スルコトヲ得可シ

第九章 総会

第八十条 株主ノ定式総会ハ毎一年一度以上期ヲ定メテ之ヲ開ク可シ

第八十一条 臨時総会ハ取締役ノ衆議或ハ株主五名以上ニシテ資本金額五分一以上ノ株式ヲ有スル者ノ同意ヲ以テ十日以前ニ議事ノ要旨ヲ報知シ之ヲ招集ス可シ

第八十二条 総会ハ定式ト臨時トヲ問ハス総員三分一以上ニシテ資本金額二分一以上ノ株式ヲ有スル株主出席セサレハ會議ヲ開クヲ得ス又議長ハ出席社員中ヨリ選挙シ決議ハ發言投票ノ過半数ニ役フ可シ

第八十三条 株式会社左ノ件々ヲ決議セント欲スルトキハ格段決議ノ方法ヲ用フ可シ

第一 社名ヲ改ムルコト

第二 移店分店スルコト

第三 資本金額ヲ増減シ及ヒ株金額ヲ変更スルコト

第四 定款ヲ改正増減スルコト

第五 存立期限ヲ延期スルコト

第六 存立期限中解散スルコト

第八十四条 格段決議ハ十日以前ニ議事ノ要旨ヲ各株主ニ報知シ総員半数以上ニシテ資本金額四分三以上ノ株式ヲ有スル株主ノ出席

ヲ以テ會議ヲ開キ出席人員發言投票ノ數四分三以上ノ同意ニ依リ之ヲ決シ又其總會ヨリ七日以外十五日以内ニ於テ後會ヲ開キ之ヲ復議シ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ確定ス可キモノトス

第八十五条 株主發言投票ノ權利ハ其所有ノ株數ニ拠ル可シ但十株以上ヲ有スル株主ノ權利ニ就テハ定款ニ於テ適宜通減ノ制ヲ設クルコトヲ得可シ

#### 第十章 会社ノ改名

第八十六条 株式会社名号ヲ改ムルコトヲ決議シタルトキハ其事由ヲ具シ地方庁ノ許可ヲ請フ可シ但改号ニ因テ其權利義務ヲ變更スルコトナカル可シ

第八十七条 株式会社改名ノ許可ヲ得タルトキハ地方庁ノ登録ヲ受ケ十日以内ニ之ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

#### 第十一章 移店及ヒ分店

第八十八条 株式会社本店ヲ移店シ支店ヲ設置シ又ハ支店ヲ廢止シ及ヒ移転スルコトヲ決議シタルトキハ其事由ヲ具シ本店又ハ支店所在地方庁ノ許可ヲ請フ可シ

第八十九条 地方庁ハ請願ノ事由及ヒ会社ノ<sup>(一)</sup>情況ヲ<sup>(二)</sup>勘査シ故障ナシト認ムルトキハ之ヲ許可ス可シ但他ノ管<sup>(三)</sup>ニ移店分店セントスルノ場合ニ於テハ登録諸書類ノ写一通ヲ添ヘ其地方庁ニ照会シタル後之ヲ許可ス可シ

第九十条 株式会社移店又ハ支店廢置ノ許可ヲ得タルトキハ地方庁ノ登録ヲ受ケ十日以内ニ其地方ニ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキ

ハ一日毎ニ第六十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

第九十一条 株式会社移店又ハ分店シタルトキハ五日以内ニ其旨ヲ移店分店セシ地方庁ニ申報シ更ニ創立証書及ヒ定款ノ登録ヲ受ケ十日以内ニ之ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第六十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

#### 第十二章 資本金額ノ増減及ヒ株金額ノ變更

第九十二条 株式会社資本金額ノ増加又ハ株金額ノ變更ヲ決議シタルトキハ其事由ヲ具シ地方庁ノ許可ヲ請フ可シ

第九十三条 資本金額ハ其四分之一以内ニ減少スルヲ得ス

第九十四条 株式会社資本金額ノ減少ヲ決議シタルトキハ減少ノ金額及ヒ其事由并ニ異論スル者ハ六十日以内ニ会社ニ報知ス可キ旨ヲ公告ス可シ

第九十五条 株式会社第九十四条ノ公告ヲ為シタル後六十日ヲ過キテ異論者ナキニ於テハ資本金額減少ノ事由ヲ具シ地方庁ニ許可シ請フ可シ

第九十六条 株式会社資本金額減少ノ場合ニ當リ負債額ヲ偽リ又ハ債主ノ氏名ヲ隠シ又ハ第九十四条ノ公告ヲ為サス又ハ債主ノ異論アルヲ匿ストキハ一事毎ニ第五十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ但此場合ニ於テハ其許可ノ効ヲ失フ可シ

第九十七条 株式会社第九十二条及ヒ第九十五条ノ許可ヲ得タルトキハ地方庁ノ登録ヲ受ケ十日以内ニ之ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第六十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

#### 第十三章 定款ノ改正増減

第九十八條 株式會社定款ノ改正増減ヲ決議シ第八十三條ニ掲ケタル他ノ事項ニ係ラサルトキハ直ニ地方庁ノ登録ヲ受ク可シ

第十四章 會社ノ検査

第九十九條 株式會社ノ総株數五分一以上ニ當ル株主ノ請願ニ由リ地方庁ヨリ官員ヲ派遣シ會社ノ業務及ヒ計算ヲ検査セシムルコトアル可シ

第一百條 検査官員ハ株式會社ノ簿冊及ヒ一切ノ書類ヲ檢閲シ役員又ハ株主ヲ推問スルノ權アル可シ

第一百八條 検査ノ際役員又ハ株主若シ簿冊書類ヲ匿シ或ハ檢閲ヲ拒ミ又ハ推問ニ答ヘサルトキハ本人及ヒ之ヲ為サシメシ者又ハ知りテ見逃カセシ者ニ各拾円ヨリ少カラズ百円ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス可シ

第一百二條 検査官員ハ検査報告書ヲ作り地方庁ニ差出ス可シ地方庁ハ請願人及ヒ會社ニ各一通ヲ下付ス可シ

第一百三條 主務ノ官庁ハ検査官ヲ派遣シ會社ノ業務及ヒ計算ヲ検査セシムルコトアル可シ

第十五章 記録ノ縦覧

第一百四條 株式會社ハ株主陳創立證書定款計算報告書及ヒ總會ノ決議書ヲ各社店ニ備ヘ置キ第一百五條ノ場合ヲ除クノ外營業時間公衆ノ縦覧ニ供ス可シ但社外ノ者ニハ金式拾錢ニ餘ヘサル見料ヲ納メシムルコトヲ得可シ

第一百五條 株式會社ハ簿冊調査ノ為メ毎年三十日以内記録ノ縦覧ヲ停止スルコトヲ得但シ其停止ノ日限ハ予メ之ヲ店前ニ揭示スヘシ

第十六章 株金ノ延滞

第一百六條 株金ノ未納額ハ其株主ノ負債タル可シ

第一百七條 株主約定ノ期日迄ニ入金セサルトキハ會社ハ其金額ニ相當ノ利子ヲ加ヘシメ且之レカ為メニ生シタル損失ヲ償ハシムルコトヲ得可シ

第十七章 株式ニ係ル禁令

第一百八條 株主ハ其株金ヲ會社ヨリ引取ルコトヲ得ス若シ引取リシトキハ其金額ヲ會社ニ復セシメ其半額ノ罰金ヲ本人ニ科ス可シ且取締役故意ニ之ヲ犯シ或ハ知りテ見逃カセシトキハ其各員ニ同様ノ罰金ヲ科ス可シ

第一百九條 株式會社ハ其株式ヲ所有シ又ハ抵当ニ取ルコトヲ得ス若シ之ヲ犯シタルトキハ一株毎ニ第五十六條ノ罰則ヲ適用ス可シ但貸金又ハ入金ノ滞リヨリ生スル損失ヲ防カン為メ止ヲ得サル場合ニ於テハ株式ヲ以テ償ハシムルコトヲ得ルト雖モ一ヶ月以内ニ之ヲ公売ス可シ

第十八章 損益ノ計算

第一百十條 株式會社ハ毎年一度以上期ヲ定メ損益ノ計算ヲ為ス可シ

第一百十一條 株式會社ハ計算ノ期毎ニ損益比較表ヲ製シ其期限後三十日以内ニ之ヲ地方庁ニ申報ス可シ

第十九章 利益ノ配當

第一百十二條 株式會社利益ノ配當ハ各株主所有ノ株數ニ応ス可キモノトス

第一百十三條 株式會社資本金ニ欠額ヲ生シタルトキハ利益ノ配當ヲ

停止シ其欠額ヲ補フ可シ若シ之ヲ犯シタルトキハ其配当ノ金額ニ相当ノ利子ヲ付シテ返還セシメ第五十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

## 第二十章 会社及ヒ役員ノ責任

第一百四十四条 取締役其他ノ役員社中ノ契約ニ背キ或ハ不正ノ意思ニ因リ約定シタルトキト雖モ其事会社ノ業務限内ニアルトキハ会社ハ社外ノ人ニ對シテ其義務ヲ担当ス可シ但社外ノ人ニ於テ取締役其他ノ役員社中ノ契約ニ背キタルコト或ハ不正ノ意思アルコトヲ知リテ契約ヲ為シ或ハ之ト相謀ル等ノ証アルトキハ此限ニ在ラズ

第一百五十五条 取締役ハ会社ノ事務ヲ管理シ役員ヲ監督シ詞訟ニ付テハ原告タルノ責ニ任ス可シ

第一百六十六条 取締役其他ノ役員本条例又ハ社則ニ背キ或ハ権限ヲ越ヘテ為シタル事件ヨリ会社ニ損失ヲ生セシメタルトキハ其弁償ノ責ニ任ス可キモノトス

第二十一章 会社ノ延期

第一百七十七条 株式会社存立期限ノ延期ヲ決議シタルトキハ滿期ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ其事由ヲ具シ地方庁ノ許可ヲ請フ可シ

第一百八十八条 株式会社延期ノ許可ヲ得タルトキハ地方庁ノ登録ヲ受ケ十日以内ニ之ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第六十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

第二十二章 会社ノ解散

第一百九十九条 株式会社存立期限内ニ解散スルコトヲ決議シタルトキハ其事由ヲ具シ地方庁ノ許可ヲ請フ可シ

第二百二十条 株式会社左ノ場合ニ當テハ解散ス可キモノトス

第一 存立期限滿タル時

第二 株主人員五人未滿ニ減少シタル時

第三 資本金額四分一未滿ニ減少シタル時

第二百一十一条 株式会社左ノ場合ニ當テハ裁判所又ハ地方庁ヨリ解散ヲ命ス可シ

第一 会社業務ヲ滿一ケ年間休止シタル時

第二 会社負債ヲ弁償シ能ハサル時

第三 会社ノ事業本条例ノ旨趣ニ触タル時

第四 起業目論見書中詐偽ノ条件発覺シタル時

第二百二十二条 株式会社解散ニ定リタルトキハ即日業務ヲ停止シ其旨ヲ株主ニ通知シ七日以内ニ之ヲ公告シ且第二百二十条ノ場合ニ於テハ地方庁ニ申報ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第五十七条ノ罰則ヲ適用ス可シ

第二百二十三条 株式会社第二百二十二条ノ公告ヲ為シタル日ヨリ十日以内ニ總會ヲ開テ跡引受役ヲ選舉シ其氏名住所ヲ地方庁ニ申報シ且之ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第五十七条ノ罰則ヲ適用ス可シ

第二百二十四条 第二百一十一条ノ場合ニ於テハ官庁ヨリ跡引受役ヲ命スルコトアル可シ但会社ハ跡引受役ノ命セラレタル日ヨリ七日以内ニ其氏名住所ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ第六十六条ノ罰則ヲ適用ス可シ

第二百五十五条 跡引受役定リタル時ハ取締役ヲ廃ス可シ但取締役タリシ者跡引受役ノ請求ニ抛リテハ其事務ヲ助ケルノ責アルモノトス

ス

第二百二十六条 株式会社解散ニ付必用ノ諸費用並ニ跡引受役等ノ給料ハ会社負債弁償以前ニ会社ノ資産中ヨリ之ヲ引去ルコトヲ得可シ

第二百二十七条 株式会社解散ノ場合ニ当テハ地方庁ヨリ官員ヲ派遣シ其事務ヲ監督セシムルコトアル可シ

第二十三章 跡引受役ノ職務並ニ責任

第二百二十八条 跡引受役ハ解散ノ事務ヲ担当シ訶訟ニ付テハ原告タルノ責ニ任ス可シ其権限及ヒ処務ノ方法ハ總會ニ於テ決定ス可シ但官庁ヨリ跡引受役ヲ命シタルトキハ官庁ニテ之ヲ定ムルコトアル可シ

第二百二十九条 跡引受役本条例ニ背キ又ハ権限ヲ越ヘテ為シタル事件ヨリ会社ニ損失ヲ生セシメタルトキハ其弁償ノ責ニ任ス可キモノトス

第三十条 跡引受役ハ其任ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ負債弁償時間ヲ五ヶ月以上ニ定メ何年何月何日ヨリ何年何月何日迄ニ弁償ヲ為ス可キ旨ヲ公告ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ一日毎ニ拾円ヨリ少カラス五拾円ヨリ多カラサル罰金ヲ跡引受役ニ科ス可シ

第三十一条 第三十条ニ拠リ公告シタル期限内ニ故ナクシテ弁償ノ要求ヲ為サ、ル者ハ其権利ヲ抛棄シタルモノト看做スヲ得可シ

第三十二条 跡引受役会社ノ負債額其資産額ニ超過スルト認ムルトキハ總會ヲ開キ其計算ヲ告知シタル後会社ノ身代限処分ヲ裁判

所ニ請願ス可シ若シ請願ヲ為サスシテ債主ノ幾分ニ対シ弁償ヲ為シタルトキハ其弁償ノ無効トナシ第三百三十条ノ罰則ヲ適用ス可シ又之レカ為メ損害ヲ受ケタル者アルトキハ跡引受役ヲシテ弁償ノ責ニ任セシム可シ

第三十三条 跡引受役株主ノ總會ヲ要用ト為ストキハ隨時之ヲ召集スルコトヲ得但解散事務滿一ケ年以上ニ亘ルトキハ毎一年一度以上總會ヲ開キ其処務ノ順序及ヒ計算未決ノ事情ヲ告知ス可シ若シ跡引受役之ヲ開カサルトキハ株主二人以上ニテ之ヲ開キ跡引受役ヲ推問スルコトヲ得可シ

第三十四条 跡引受役ハ解散事務ノ結局ニ至リ總會ヲ開キ其処務及ヒ計算ノ顛末ヲ告知シ会社ノ資産ヲ株數ニ割合ヒ配當ス可シ

第三十五条 跡引受役ハ第三百三十四条ノ總會後三日以内ニ解散事務結局ノ登録ヲ請ヒ登録済ノ上五日以内ニ之ヲ公告ス可シ若シ登録又ハ公告ヲ怠タルトキハ一日毎ニ五円ヨリ多カラサル罰金ヲ跡引受役ニ科ス可シ

第三十六条 株式会社ハ第三百三十五条ノ登録後滿六ヶ月ヲ過キテ解散シタルモノト為ス此期限内会社ニ対シテ生シタル事件ハ尚ホ跡引受役ノ引受ケタルヘシ

第二十四章 諸記録ノ保存

第三十七条 跡引受役ハ第三百三十四条ノ總會ニ於テ諸記録保管者ヲ選定セシメ第三百三十五条ノ手続ト同時ニ其氏名住所ヲ地方庁ニ申報ス可シ若シ之ヲ怠タルトキハ跡引受役ヲ以テ保管者ト認ム可シ

第三百三十八条 保管者ハ株式会社解散ノ期日ヨリ満五ケ年間諸記録ヲ保存ス可シ

### 第二十五章 公告

第三百三十九条 凡ソ公告ハ各取引先ヘ氏名ニテ別段ノ通知ヲ為シ社店ノ前面ニ三十日以上之ヲ掲示シ最近ノ地ニ在ル新聞紙ニ五日以上之ヲ登載ス可シ

### 第二十六章 罰例ヲ掲ケサル條款ノ罰則

第四百十条 本条例中罰則ヲ掲ケサル條款ヲ犯スモノアルトキハ三円ヨリ少カラス五十円ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス可シ

### 第二十七章 会社ノ登録

第四百十一条 凡ソ登録ハ株式会社ヲ設立スル地ノ地方庁ニ請フ可シ

第四百十二条 各地方庁ニ於テ株式会社登録簿ヲ備ヘ其妨ケナキ時問ニ於テ公衆ノ縦覧及ヒ謄写ヲ許ス可シ

第四百十三条 株式会社登録ヲ請フトキハ左ノ登録料ヲ納ム可シ

第一 創立証書及ヒ定款ノ登録ハ資本金千円未満 壹円

資本金千円以上三千円未満ハ千円毎ニ壹円ヲ増加シ三千円

以上壹万円未満ハ千円毎ニ五拾錢ヲ増加シ壹万円以上拾万

円未満ハ千円毎ニ三拾錢ヲ増加シ拾万円以上百万円未満ハ

千円毎ニ拾錢ヲ増加シ資本金百万円ニ滿ソルトキハ其上ニ

増加スルコトナシ

第二 決議ノ登録毎件 壹円

但資本金増加ノ決議ニ付テハ別ニ其増加額ヲ元額ト通算シ

明治十四年『会社条例』草案とその周辺

第三 第一項ノ割合ニ応シテ登録料ノ増額ヲ納ム可シ  
解散ノ登録